

住まい準備支援助成金

【対象者】 「三木へきーまい！」助成金の条件に加え、下記要件をすべて満たすもの。

- ・登録物件について売買契約若しくは賃貸借契約を締結した移住者
- ・所有者等の3親等以内の親族でない者
- ・申請者及び申請者が属する世帯構成員に、町税等の滞納がないこと。
- ・申請者及び申請者が属する世帯構成員に、県税等の滞納がないこと。（家賃助成の申請を行う県外移住者に限る。）

【対象経費】

住まいの準備として必要な引越しや仲介手数料等に係る経費

【助成金額】

- ・県外移住者 対象経費の全額（上限6万円）
- ・県内移住者 対象経費の全額（上限3万円）

【申請手続】

移住者が登録物件での居住を開始したときに申請すること。

- ・申請書（様式第5号）
- ・町税等の納税証明書
- ・県税の納税証明書（県外移住者に限る。）
- ・売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- ・住まいの準備として必要な引越しや仲介手数料等の経費が分かる証明書（領収書）の写し
- ・誓約書（様式第14号）
- ・助成金等請求書（様式第12号）
- ・住民票謄本（移住者に限る。三木町転入後のもの）
- ・その他町長が必要と認める書類

お問い合わせ先

香川県木田郡三木町大字氷上310番地

三木町役場 地域活性課 ふるさと係

TEL：087-891-3320 / Fax：087-898-1994

Mail：chikikassei@town.miki.lg.jp